

井手町へ転入される方へ（必ずお読みください）

転入してから（住み始めてから）14日以内に転入の届出をしてください。

1. 届出には、前に住んでいた市区町村発行の転出証明書・印鑑・身分証明書が必要です。
2. 代理人が届出をされる場合、委任状が必要な場合があります。
3. 転入届のほかに主に下記の手続きが必要です。

対象		手続きの内容	担当課
住民基本台帳カードをお持ちの方		継続利用の手続きをしてください。	住民福祉課 Tel 82-6164 (庁舎1階)
個人番号通知カード又は個人番号カードをお持ちの方		新住所の裏書を行います。本人か同一世帯の方が通知カードをお持ちのうえ、窓口で手続きをしてください。	
印鑑登録をされる方		必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。	
事前登録型本人通知制度の利用を希望される方・井手町で利用されている方		井手町での利用を希望される方は申し込みが必要です。本籍地が井手町ですでに利用されている方は登録が継続します。登録内容の変更手続きをしてください。	
国民年金	加入者	国民年金手帳、印鑑を持参して手続きをしてください。	
	受給者	住所変更届を年金事務所へ送付してください。 (用紙をお渡しします。)	
児童手当受給者 (0歳から中学校終了前まで)		通知カード又は個人番号カードをお持ちの上、認定請求の手続きをしてください。	
児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者		通知カード又は個人番号カード及び手当証書をお持ちのうえ、住所変更届をしてください。	
井手町特別児童福祉手当 心身障害児童特別手当		該当されるかたは手続きをしてください。 (ひとり親の方または、障がいのある児童を監護・養育している方)	
ゴミ・し尿		ゴミのカレンダーをお渡しします。 し尿の申し込み手続きをしてください。	

対象		手続きの内容	担当課
国民健康保険		前住所地において加入等されていた場合は手続きをしてください。	保健医療課 Tel 82-6166 (庁舎 1 階)
後期高齢者医療			
福祉医療【老人・障がい・ひとり親・子育て・健康管理事業・自立支援医療】			
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳と印鑑をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。	高齢福祉課 Tel 82-6165 (庁舎 1 階)
介護保険	65歳以上の方	加入の手続きをしてください。	
	40歳から64歳までで要介護認定を受けられている方	介護認定の申請中または認定を受けておられる方は受給資格証明書を添えて、要介護認定等の申請をしてください。	
水道の開栓手続きを希望される方		水道開栓の申し込み手続きをしてください。	上下水道課 Tel 82-6169 (西別館 2 階)
小・中学校の児童生徒		前の学校から交付された証明書をお持ちの上、転学の手続きをしてください。私学へ通学している方は、在学が証明できる書類をお持ちのうえ、手続きをしてください。	教育委員会 学校教育課 Tel 82-4333 (自然休養村センター内)

* 詳細については、各担当課へお問い合わせください。

井手町役場 住民福祉課

TEL (0774) 82-6164 直通

昼休み時間中（正午～午後 1 時）の間は上記の手続きができませんのでご了承願います。